

沖縄県と株式会社ジェイティーピーとの包括的連携に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と株式会社ジェイティーピー（以下「乙」という。）は、沖縄県における協働事業（以下「協働事業」という。）の実施について、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との協働による事業活動を推進することにより、沖縄の地域経済の活性化や地域の振興を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 協働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、各号の詳細、具体的な事項等については、甲・乙協議の上、その都度決定するものとする。

- (1) 魅力的な観光地づくりに関すること
- (2) 観光の経済波及効果の拡大に関すること
- (3) その他沖縄県の施策の推進に関すること

（情報の交換）

第3条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者の報告）

第4条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方へ通知するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、協定書の変更を行うものとする。

（疑義）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等の生じた事項については、甲・乙協議して決定する。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日までに、甲・乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第8条 甲もしくは乙は、前条の有効期間中といえども、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

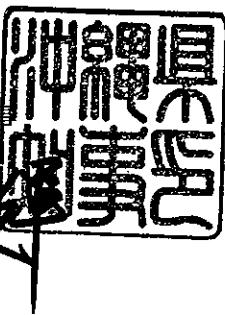
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成21年11月16日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事職務代理者 沖縄県副知事

仲里 全



乙 東京都品川区東品川二丁目3番11号
株式会社ジェイティーピー

代表取締役社長

岡川 博之

